

## 第18回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

### 1. 日 時

令和6年9月13日（金）15:00～16:20

### 2. 場 所

新潟県庁災害対策本部会議室及びテレビ会議

### 3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、資源エネルギー庁、国土交通省、海上保安庁
- (2) 自治体等 : 新潟県、新潟県警察本部、柏崎市、刈羽村
- (3) オブザーバー : 長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町、東京電力ホールディングス株式会社
- (4) 庶 務 : 内閣府 高橋推進官、今村主査、奥山主査、松崎主査、須藤主査、北村原子力防災専門官

### 4. 議 題

- (1) 柏崎刈羽地域の緊急時対応（案）の進捗状況等について
- (2) その他

### 5. 配布資料

- ・資料1 柏崎刈羽地域の緊急時対応（現時点案）
- ・参考資料 原子力関係閣僚会議（第12回）配布資料

### 6. 概 要

- (1) 柏崎刈羽地域の緊急時対応（案）の進捗状況等について
  - ・内閣府から、資料1に基づき、柏崎刈羽地域の緊急時対応（案）の進捗状況について説明を行い、出席者間でその内容を確認した。
  - ・新潟県から、前回、前々回の作業部会で検討を行った能登半島地震を踏まえた対応及び大雪への対応や屋内退避の問題について、もう少し掘り下げて再度説明してほしいとの発言があったため、内閣府から、補足説明を行った。
  - ・これに対して新潟県から、この緊急時対応とは別の位置づけとなるが、緊急時対応に盛り込む内容以外の細部の運用についても、各市町村の個別の問題も聞きながら参考資料の位置づけで早めの整備をお願いしたい旨の発言があり、内閣府から、整備に努める旨回答した。
  - ・十日町市から、以下の事項について発言があった。
    - 豪雪との複合災害時における除雪体制では、原子力災害時の避難経路の確保は一義的には道路管理者が対応することとなっているが、道路管理者による除雪体制を確認しておく必要があると考えている。

- 避難退域時検査場所の候補地のうち、十日町地域地場産業振興センターでは、近隣地域からの避難者も含めると検査対象は約2万人となる。車1台に3人、検査は2レーンに分けて1台1分と仮定すると約2日間を要するが、2日間も車中で滞在するのは困難であると考えている。
- ・これに対して内閣府から、以下のとおり回答した。
  - 原子力災害の初期の段階はプラント側のトラブルなど放射性物質が放出されていない段階であり、その状況下であれば道路管理者による除雪も可能と考えるが、それも困難な場合は、人命救助のための除雪作業を実動組織に要請することとしている。除雪は、避難・一時移転が必要となる地域において人命に関わる部分を優先的に行っていくことが基本となる。
  - 渋滞が想定されるなど課題が考えられる場合は、他の検査場所への変更について関係者で調整できるようにしておくこととよい。なお、UPZにおける一時移転は、原子力災害対策指針において1週間程度以内に行うこととされており、むしろ、落ち着いて安全に配慮して移動することも大事な点である。
- ・これに対して十日町市から、以下の補足があった。
  - 通常、道路管理者は、除雪を担う業者と委託契約を締結し、規定する出勤基準等に応じて除雪をお願いするため、原子力災害時の除雪も契約の中に追加する必要があるが、これを道路管理者が担うのは大変であると考えている。
- ・長岡市から、以下の事項について発言があった。
  - 国で行っている屋内退避のあり方の検討については、今年度中に結論が出るものと認識しているが、緊急時対応については、その結論を待たずに取りまとめが行われていくのか、どのようなタイムラインを想定しているのか。
  - 市でも今後住民へ避難計画等を説明することとなるが先ほど新潟県から発言のあった参考資料は、緊急時対応とセットでまとまるのか、それとも緊急時対応が取りまとめられた後に付随してくるものなのか。
  - 将来的に緊急時対応案がまとまった段階や、これを踏まえて各市町村において地域防災計画・避難計画を修正する場合など、住民に納得していただけるよう、必要に応じて内閣府や新潟県からも丁寧な説明をぜひお願いしたい。
  - 長岡市が事務局を務める市町村研究会の場においても、御説明いただけるよう、御協力をお願いしたい。
- ・これに対して内閣府から、以下のとおり回答した。
  - 今回は、これまで個別に議論してきたものを一つに並べて、緊急時対応の現時点案という形で提示したものであり、現時点で取りまとめ時期は設定していない。この現時点案に対する意見をお伺いし、これを踏まえて次回以降の作業部会の進め方などを検討していきたい。
  - 要望いただいた参考資料については、緊急時対応の現時点案が1つベースとしてあった上でその運用に係るものであるため、まずは現時点案について御意見をいただき、これに付随する形で同時並行的に作業を進めていきたい。
  - 先日の県民説明会での御意見も踏まえ、必要に応じて、原子力防災体制の現状に

ついてしっかり説明をしていきたい。

- ・ 柏崎市から、以下の事項について発言があった。
  - 文字だけでは理解できないところもあると思うため、今後も訓練などを通じて住民に理解していただく必要がある。
  - 今後、緊急時対応の概要版をまとめる予定があるか。
- ・ これに対して内閣府から、現在全体版として議論しているこの緊急時対応の現時点案が固まっていく中で、今後準備をしていきたい旨回答した。

## (2) その他

- ・ 資源エネルギー庁及び内閣府から、参考資料に基づき、避難対策を中心とする具体的対応の方針について説明を行った。
- ・ これに関して東京電力ホールディングス株式会社から、以下のとおり発言があった。
  - これまでの避難支援に加えて、追加の支援について申し上げる。
  - 従前から内閣府を通じて、複合災害時の避難について、地域の皆様より多くの不安の声が寄せられていることなどを伺っており、地元の原子力事業者として、避難支援の貢献について検討していたところ。また、先週の原子力関係閣僚会議も踏まえて、避難計画の更なる実効性の向上に向けた支援について申し入れたい。
  - 先の地元自治体から国への要請内容も踏まえ、除排雪体制の強化に繋がる設備整備等について、具体的には、除雪車両の増強、避難道路における急勾配区間への消融雪施設や監視カメラの設置などに関し、応分の費用負担を含め、最大限の協力をしてまいりたい。
  - 具体的な事項については、今後、地域の皆様の声に寄り添えるよう、内閣府、自治体の皆様と協議しながら進めてまいりたい。
- ・ 最後に内閣府から、資料 1「柏崎刈羽地域の緊急時対応（現時点案）」について、本日議論した以外で追加の意見等がある場合は、9月27日を目安に連絡いただきたい旨の依頼を行った。

以上